

日本獣医生命科学大学学位規則

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）、日本獣医生命科学大学（以下「本学」という。）学則及び本学大学院学則に定めるものほか、本学が行う学位授与について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

- 2 学士に付記する専攻分野の名称は、本学学則の定めるところによる。
- 3 修士及び博士に付記する専攻分野の名称は、下表のとおりとする。

研究科	専 攻	課 程	修士・博士の別	付記する専攻分野の名称
獣医生命科学 研究科	獣医学専攻	博士課程	博士	獣 医 学
	獣医保健看護学 専攻	博士前期課程	修 士	獣医保健看護学
		博士後期課程	博 士	獣医保健看護学
	応用生命科学 専攻	博士前期課程	修 士	応用生命科学
		博士後期課程	博 士	応用生命科学

4 削除

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対して行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士前期課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士課程又は博士後期課程（以下「博士課程等」という。）を修了した者に対して行う。

2 博士の学位の授与は、本学大学院博士課程等を経ない者であっても、学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程等の教育課程を終えて学位を授与される者と同等以上に広い学識を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者に対して行うことができる。

3 本学大学院の博士課程等に所定の年限以上在学し、所要科目、単位を修得し、必要な研究指導を受けたのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定を準用する。

(学位論文審査等の申請)

第6条 本学大学院博士前期課程の学生が学位論文の審査を申請するときは、次に掲げる書類を添え、学長に提出しなければならない。

- | | |
|--|-----|
| (1) 学位論文 | 3部 |
| (2) 学位論文審査申請書 | 1通 |
| (3) 学位論文の内容の要約 | 20部 |
| (4) 写真（半身脱帽 縦5.5cm×横4cm、6ヶ月以内に撮影したもの） | 2葉 |
| (5) その他、本学大学院獣医生命科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において、必要と認めたもの | |

また、審査終了後に、第1号及び第3号のPDFファイルを収録した電子媒体を1部提出しなければならない。

2 本学大学院博士課程等の学生が学位論文の審査を申請するときは、次に掲げる書類及び学位論文審査手数料（以下「審査手数料」という。）80,000円を添え、学長に提出しなければならない。

- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| (1) 学位論文 | 3部 |
| (2) 学位論文審査申請書 | 1通 |
| (3) 論文目録 | 1通 |
| (4) 学位論文の内容の要旨 | 日本語・英語 各1部 |
| (5) 学位論文の内容の要約 | 日本語30部・英語1部 |
| (6) 写真（半身脱帽 縦5.5cm×横4cm、6ヶ月以内に撮影したもの） | 2葉 |
| (7) 許諾書 | 1通 |
| (8) 同意承諾書 | 1通 |
| (9) その他、研究科委員会において、必要と認めたもの | |

また、審査終了後に、第1号、第4号、第5号及び論文審査結果の要旨のPDFファイルを収録した電子媒体を1部提出しなければならない。

3 本学大学院の博士課程等を経ない者が博士の学位の授与を申請するときは、次に掲げる書類及び審査手数料800,000円を添え、学長に提出しなければならない。ただし、研究科委員会が適当と認めた経歴及び研究歴を有する者及び本学大学院研究生が学位の授与を申請するときは、審査手数料は200,000円とする。

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 学位論文 | 3部 |
| (2) 学位申請書 | 1通 |
| (3) 論文目録 | 1通 |
| (4) 学位論文の内容の要旨 | 日本語・英語 各1部 |
| (5) 学位論文の内容の要約 | 日本語30部・英語1部 |
| (6) 履歴書 | 2通 |
| (7) 住民票（本籍記載あるもの） | 1通 |

- (8) 写真（半身脱帽 縦5.5cm×横4cm、6ヶ月以内に撮影したもの）2葉
- (9) 許諾書 1通
- (10) 同意承諾書 1通

(11) その他、研究科委員会において、必要と認めたもの

また、審査終了後に、第1号、第4号、第5号及び論文審査結果の要旨のPDFファイルを収録した電子媒体を1部提出しなければならない。

- 4 前項ただし書の規定にかかわらず、本学教育職員が博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料は80,000円とする。
- 5 本学大学院の博士課程に4年以上在学し、所要科目、単位を修得し、必要な研究指導を受けたのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、第3項の規定による。ただし、退学後4年以内に学位論文を提出するときの審査手数料は80,000円とする。
- 6 本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所要科目、単位を修得し、必要な研究指導を受けたのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、第3項の規定による。ただし、退学後3年以内に学位論文を提出するときの審査手数料は80,000円とする。
- 7 前各項の規定により提出した学位論文等関係書類及び納付した審査手数料は、一切返還しない。（学位論文）

第7条 前条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により提出する学位論文は、1編とし、その要旨及び要約を添え、紙媒体及び電子ファイルにより提出するものとする。ただし、参考として他の論文（参考論文）を添付することができる。この場合、提出する参考論文の部数は3部とする。

- 2 論文審査のため必要があると認めたときは、研究科委員会は学位論文の訳文、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

（審査の付託）

第8条 第6条の規定により学位論文の審査及び学位授与の申請を受けたときは、学長は、研究科委員会委員長と協議のうえ、獣医学専攻委員会、獣医保健看護学専攻委員会若しくは応用生命科学専攻委員会（以下「専攻委員会」という。）にその審査を付託する。

（審査委員会）

第9条 前条の規定により学位論文の審査を付託された専攻委員会は、その審査のため審査委員会を設ける。

- 2 審査委員会は、本学大学院学則第8条に規定する指導教員3名以上を含む専攻委員会委員（博士課程等は5名以上・博士前期課程は3名以上）で組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、専攻委員会が、審査のため必要があると認めるときは、本学大学院学則第8条に規定する指導教員3名以上のほかに、本

学大学院獣医学生命科学研究科（以下「研究科」という。）の教授及び准教授、研究科以外の学内の教授又は学外の大学院、研究所等の教員等を審査委員会の委員として含めることができる。

- 4 審査委員会委員のうち1名を審査委員長とする。ただし、審査委員長は、本学大学院学則第8条に規定する指導教員でなければならない。

(学位論文の審査、試験及び学力の確認)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を行う。

- 2 試験は学位論文を中心として、関連のある分野について口述により行う。
- 3 博士論文の審査においては本学大学院の博士課程等を経ない者については学力の確認を行う。
- 4 学力の確認は、口頭試問及び筆答試問により、本学大学院の博士課程等を終えて学位を授与される者と同等以上の広い学識及び外国語の能力を有することを確認するために行う。
- 5 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、博士の学位の授与を申請する者の経歴及び提出学位論文以外の業績を審査して、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、専攻委員会の承認を得て、経歴及び業績の審査をもって、試問の全部又は一部に代えることができる。

(学力確認の特例)

第11条 審査委員会は、第6条第5項の規定により学位の授与を申請する者が、退学してから4年以内に学位論文を提出したときは、学力の確認を行わないことができる。

- 2 審査委員会は、第6条第6項の規定により学位の授与を申請する者が、退学してから3年以内に学位論文を提出したときは、学力の確認を行わないことができる。

(審査期間)

第12条 審査委員会は、第6条第3項、第5項及び第6項の規定により学位論文が提出された日から1年以内に、学位論文の審査、試験及び学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、専攻委員会の議を経て、その期間を1年を超えない範囲で延長することができる。

(審査委員会の報告)

第13条 審査委員会が学位論文の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに、審査委員長は学位論文の内容の要約、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨に、合格か不合格かの意見を添え、専攻委員会に文書で報告しなければならない。

- 2 学位論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、審査委員会は、試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員長は、前項の規定にかかわらず、試験の結果の要旨及び学力の

確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(専攻委員会の審議)

第14条 専攻委員会は、前条第1項の報告に基づいて審議し、合否判定を無記名投票により行う。

2 専攻委員長はその判定結果を研究科委員会に文書で報告する。

3 第1項の判定をするには、委員全員の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、公務又は出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

4 合格と判定するには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科委員会の審議)

第15条 研究科委員会は、前条第2項の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきかを議決する。

2 第1項の議決をするには、委員全員の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、公務又は出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 学位を授与できるものと議決するには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科委員会委員長の報告)

第16条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科委員会の委員長は、直ちに学位論文とともに、学位論文の内容の要約、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨、学力の確認の結果の要旨及び研究科委員会における議決の結果を文書で学長に報告しなければならない。ただし、試験の結果及び学力の確認を経ないで、学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(学位の授与)

第17条 学長は、前条の報告を受け決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位論文の内容の要旨等の公表)

第18条 大学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヶ月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の結果をインターネットを利用して公表する。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむをえない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該学位論文の全文に代えて、そ

の内容を要約したものを公表することができる。この場合、大学は、その学位論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行うこれらの公表は、当該博士の学位を授与した大学等の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の報告及び登録)

第20条 本学において、博士の学位を授与したときは、学長は、授与した日から3ヶ月以内に、文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

(学位授与の取り消し)

第21条 博士の学位又は修士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

2 研究科委員会において前項の議決をするには、委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の4分の3以上の賛成がなければならない。第15条第2項ただし書きの規定は、この場合に、これに準用する。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を記載した申請書に手数料10,000円を添えて、学長に願い出なければならない。

(学位記及び書類の書式)

第23条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表のとおりとする。

(改廃)

第24条 この規則の改廃は、学長を経て、理事会の承認を必要とする。

付 則

1. この規則は、昭和39年1月1日より施行する。
2. 昭和41年4月1日一部改正
3. 昭和54年4月1日一部改正
4. 昭和57年4月1日一部改正
5. 昭和59年4月1日一部改正
6. 昭和62年4月1日一部改正
7. 平成2年4月1日一部改正
8. 平成3年7月1日一部改正

附 則

この規則は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 第3条の規定により授与する学位記の様式

	第	号	
	学	位	記
本籍	都道府県名		
	氏	名	
	年	月	日生
本学※1 学部 ※2 学科 所定の課程を修め本学を 卒業したので学士(※3)の学位を授与する			
	年	月	日
大学印	日本獣医生命科学大学		
	学長	㊞	

[備考] ※1から※3の表記は本学学則の定めるところによる。

別表2 第4条及び第5条第1項の規定により授与する学位記の様式

	第 号
	学 位 記
本籍 都道府県名	
	氏 名
	年 月 日生
<p>本学大学院獣医生命科学研究科※1 専攻の※2 課程において 所定単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので※3 (※4) の学位を授与する</p>	
	年 月 日
 大学印	日本獣医生命科学大学
	学長
	㊞

- [備考] (1) ※1 から※4 の表記は本学大学院学則の定めるところによる。
- (2) 第6条第4項に規定する者で退学後4年以内に学位論文を提出した者に学位を授与する場合には、上記の学位記を授与する。
- (3) 第6条第5項に規定する者で退学後3年以内に学位論文を提出した者に学位を授与する場合には、上記の学位記を授与する。

別表3 第5条第2項の規定により授与する学位記の様式

	第	号	
	学	位	記
本籍	都道府県名		
	氏	名	
	年	月	日生
本学に学位論文を提出しその審査および試験に合格し かつ所定の学力を有するものと認めたので博士（※1） の学位を授与する			
	年	月	日
大学印	日本獣医生命科学大学		
	学長	㊞	

[備考] ※1の表記は本学大学院学則第27条及び本学学位規則第2条第3項の定めるところによる。

別表4 学位申請関係書類の様式

(1) 学位論文審査申請書の様式

学位論文審査申請書

年 月 日

日本獣医生命科学大学長
殿大学院獣医生命科学研究科○○○学専攻○○課程
○○○○年入学〔学籍番号○○○○○〕ふりがな
氏名

印

本学学位規則第6条第1項の規定により学位論文に論文目録、学位論文の内容の要旨、学位論文の内容の要約、その他関係書類及び学位論文審査手数料80,000円を添え、標記学位論文の審査を申請いたします。

指導教員
氏名

印

[備考] 学位論文は3部、学位論文審査申請書は1通、学位論文の内容の要旨は日本語1部（1千字以内）・英語1部、学位論文の内容の要約は日本語30部（4千字以内）・英語1部、半身脱帽の写真は2葉を提出すること。

(2) 学位申請書の様式

学 位 申 請 書

年 月 日

日本獣医生命科学大学長
殿

ふりがな
氏 名

印

貴学学位規則第6条第2項（第3項）の規定により学位論文、論文目録、学位論文の内容の要旨、学位論文の内容の要約、履歴書、その他関係書類及び学位論文審査手数料 円を添え、博士（※1）の学位の授与を申請いたします。

指導教員
氏 名

印

[備考] 学位論文は3部、学位申請書は1通、学位論文の内容の要旨は日本語1部（1千字以内）・英語1部、学位論文の内容の要約は日本語30部（4千字以内）・英語1部、履歴書は2通、住民票は1通、半身脱帽の写真は2葉を提出すること。

※1 獣医学専攻の場合は獣医学、獣医保健看護学専攻の場合は獣医保健看護学、応用生命科学専攻の場合は応用生命科学。
₁₂

(3) 学位論文審査申請書の様式

学位論文審査申請書

年 月 日

日本獣医生命科学大学長
殿大学院獣医生命科学研究科○○○学専攻○○課程
○○○○年入学〔学籍番号○○○○〕ふりがな
氏名

印

本学学位規則第6条第6項の規定により学位論文に学位論文の内容の要約、その他関係書類を添え、標記学位論文の審査を申請いたします。

指導教員
氏名

印

[備考] 学位論文は3部、学位論文審査申請書は1通、学位論文の内容の要約は日本語20部（2千字以内）、半身脱帽の写真は2葉を提出すること。

(4) 論文目録の様式

年 月 日

論 文 目 錄

ふりがな
申請者 氏名

印

学 位 論 文

- 1 題 目
- 2 印刷公表の方法及び時期
- 3 冊 数

参 考 論 文

- 1 題 目
- 2 印刷公表の方法及び時期
- 3 冊 数

- [備考]
- (1) 学位論文目録は1通提出すること。
 - (2) 学位論文題目が外国語の場合には、日本語訳（　　）を付して記入すること。
 - (3) 参考論文が2種以上ある場合には、列記すること。
 - (4) 公表の方法には全文か要約かを必ず明記し、発行又は発表の年月日、発行所又は発表雑誌等の名称を記載すること。
 - (5) 学位論文がまだ公表されていないときは、その予定を記載すること。
 - (6) 学位論文の冊数は、1編と記載すること。

(5) 第6条第2項の規定による履歴書の様式

履歴書	
本籍	
現住所	
ふりがな	
氏名	
[男・女]	
年月日生	
学歴	
年	月
年	月
年	月
年	月
年	月
職歴	
年	月
年	月
年	月
年	月
研究歴	
年	月
年	月
年	月
年	月
賞罰	
上記の通り相違ありません。	
年	月
年	月
年	月
年	月
氏名	
印	

- [備考] (1) 学歴は、高等学校（旧制の中学校）卒業以後の履歴について年次を追って総て記載すること。
(2) 本学大学院博士課程等を単位取得満期退学した者は、その単位修得証明書を添付すること。